

平成30年度 成人検診等 年間予定表 (変更になる場合もあります)

町内在住の方を対象とした検診等

区分	事業名	実施予定日	対象者	方法	場所	申込(予定時期)
がん検診	乳がん検診 子宮頸がん検診	5月～翌3月	〈乳がん検診〉40歳以上の女性で、 29年4月～30年3月に未受診の方 〈子宮頸がん検診〉20歳以上の女性で、 29年4月～30年3月に未受診の方 ※2年に1回、無料で受診できます	個別	指定医療機関	医療機関により異なります 詳細は広報4月号に掲載(23ページ)
	大腸がん検診	6月1日～7月31日 9月1日～10月31日	69～74歳の方 75歳以上の方	個別	指定医療機関 (町内)	〈指定医療機関(個別)〉 特定健診等の時に申込(受診券等案内参照)
		6月27日～7月9日	40歳以上の方	集団	保健センター	〈保健センター(集団)〉 当日申込(広報6月・9月号に掲載予定) ※個別・集団のいずれかが1回のみ (重複は自己負担)
		10月30日～11月12日 ※土日祝除く	40歳以上の方			
	前立腺がん検診	6月27日～7月3日 ※土日含む	50歳以上で男性の方	集団	保健センター	当日申込(広報6月号に掲載予定)
胃がん検診 肺がん検診	9月5日～9日 ※土日含む	40歳以上の方	集団	保健センター	8月上旬(広報7月号に掲載予定)	
	10月30日・31日	40歳以上の方			10月上旬(広報9月号に掲載予定)	
健康診査	生活保護世帯 健康診査	6月1日～7月31日	生活保護受給者(無保険者) 69歳以上の方	個別	指定医療機関 (町内)	申込不要(受診券等を5月下旬に送付)
	若年健康診査	6月27日～7月3日 ※土日含む	生活保護受給者(無保険者) 40歳～68歳の方	集団	保健センター	申込不要(受診券等を6月下旬に送付)
		7月3日 ※6月27日～7月2日も可	健診等の機会がない 16歳～39歳の方	集団	保健センター	当日申込(広報6月号に掲載予定)
その他の検診等	日帰り人間ドック (70歳・75歳) 元気で健康に長生き人間ドック 長寿化対策人間ドック	4月～翌年3月	70歳の方、75歳の方 ※3年以上居住、71歳または76歳に なるまでに受診できる方 (生活保護の方、町税など滞納されてい る方などは除く)	個別	指定医療機関	詳細は広報4月号に掲載 (19ページ)
	肝炎ウイルス検診 (B型・C型)	6月27日～7月3日 ※土日含む	40歳以上で未受診の方	集団	保健センター	当日申込(広報6月号に掲載予定)
	歯周疾患検診	9月～11月	30歳、40歳、50歳、60歳、 70歳の方	個別	指定医療機関 (町内)	対象者に往復ハガキを送付 (返信ハガキにて申込)
	骨粗しょう症検診	9月5日・7日・9日	20歳～39歳、 40歳・45歳・50歳・55歳・ 60歳・65歳・70歳の女性の方	集団	保健センター	7月下旬(広報7月号に掲載予定)

日の出町国民健康保険加入者・東京都後期高齢者医療保険加入者を対象とした健診など

区分	事業名	実施予定日	主な対象者	方法	場所	案内送付時期
健康診査	国民健康保険 特定健康診査	6月1日 ～7月31日	日の出町国民健康保険加入者 昭和18年9月～昭和25年 3月生まれ 69歳～74歳の方	個別	指定医療機関 (町内)	受診券等を5月下旬に送付
		6月27日 ～7月3日 ※土日含む	日の出町国民健康保険加入者 昭和25年4月～昭和54年 3月生まれ 40歳～68歳の方	集団	保健センター	受診券等を6月下旬に送付
保健指導	国民健康保険 特定保健指導	8月下旬～翌年1月 ※初回個別面談	日の出町国民健康保険加入者 特定健康診査の結果に基づき 対象となった方	個別	保健センター	対象者に8月中旬から順次案内を送付 ※申込等は案内参照
健康診査	後期高齢者 健康診査	9月1日 ～10月31日	東京都後期高齢者医療保険加 入者(町内在住の方) 昭和18年8月31日以前の 生まれ 75歳以上の方	個別	指定医療機関 (町内)	受診券等を8月下旬に送付

※費用は「70歳人間ドック」を除き 無料 です (追加検診・2次検診等は自己負担、70歳人間ドックは一部自己負担)
 ※対象年齢は特段の記載がない場合は平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)中に誕生日を迎えた年齢です
 また、事業により掲載対象者以外に対象となる場合や掲載対象者であっても対象外となる場合があります(詳細はお
 問い合わせください)

※実施期間中であっても医療機関の休診日等には実施しません(医療機関の指定日に実施となる場合もあります)
 ※ひのでちゃん行政カード対象事業(検診等により50～100ポイント)です
 ※保健センターはエレベータ設備がないため階段を利用する場合がありますので、階段の利用が難しい
 場合は事前にご相談ください



問 いきいき健康課 健康推進係 内線 502・506